

広島市告示第381号
令和5年9月26日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 アーバス安古市

(2) 所在地 広島市安佐南区相田一丁目15番6ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社 NIPPO

代表取締役 吉川 芳和

東京都中央区京橋一丁目19番11号

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 2,553 m²

(変更後) 3,469 m²

(2) 大規模小売店舗内の施設の配置に関する事項

荷さばき施設の位置及び面積

(変更前)

No.	位置	面積
1	店舗施設No.1 北側	71 m ²
2	店舗施設No.2 北東側	42 m ²
	合計	113 m ²

(変更後)

No.	位置	面積
1	店舗施設No.1 北側	71 m ²
2	店舗施設No.2 北東側	42 m ²
3	店舗施設No.3 北東側	24 m ²
	合計	137 m ²

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前)

No.	位置	容量
1	店舗施設No.1 北側	19 m ³
2	店舗施設No.1 北西側	9 m ³
3	店舗施設No.2 北東側	6 m ³
	合計	34 m ³

(変更後)

No.	位置	容量
1	店舗施設No.1 北側	19 m ³
2	店舗施設No.1 北西側	9 m ³
3	店舗施設No.2 北東側	6 m ³
4	店舗施設No.3 北側	2.6 m ³
	合計	36.6 m ³

(3) 大規模小売店舗内の施設の運営方法に関する事項

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前)

荷さばき施設No.	荷さばき可能時間帯
1	午前6時00分から 午後10時00分まで
2	午前6時00分から 午後10時00分まで

(変更後)

荷さばき施設No.	荷さばき可能時間帯
1	午前6時00分から 午後10時00分まで
2	午前6時00分から 午後10時00分まで
3	午前6時00分から 午後10時00分まで

4 変更年月日

令和6年3月1日

5 届出年月日

令和5年9月25日

6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- (2) 広島市安佐南区古市一丁目33番14号
広島市安佐南区役所市民部区政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

令和5年9月26日から令和6年1月26日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和6年1月26日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課